

## 定期監査結果の概要（５月～８月実施）

### 1 監査対象部局

政策部、財務部

### 2 監査実施期間

平成28年5月2日から8月9日まで

### 3 監査の場所

監査事務局及び監査対象課等

### 4 監査対象事務

次に掲げる事務のうち、平成27年4月1日から平成28年3月31日まで  
に執行されたものを対象とした。

(1) 収入事務

(2) 支出事務

(3) 契約事務

(4) 財産管理事務

### 5 監査の結果

(1) 伝票処理に関しては、適正に行われていた。

(2) 契約事務に関しては、適正に行われていた。

(3) 歳入調定及び収入事務に関しては、適正に行われていた。

(4) 補助金等の交付事務に関しては、適正に行われていた。

(5) 現金・備品管理に関しては、適正に行われていた。

なお、事務処理上留意すべき事項のうち、軽易なものについては、監査実施  
の際に、関係職員に対して口頭等で改善の指示を行った。

### 6 監査の着眼点及び方法

着眼点（５項目）を定め、各事務の主管課等から提出された監査資料、関係  
諸帳簿、伝票及びその他の記録に基づき関係職員の説明を求めて、次のとおり  
調査を実施した。

(1) 伝票処理が適正に行われているかに関しては、伝票の内容を確認した。

(2) 契約事務が法令等に基づき適正に行われているかに関しては、契約内容を  
確認した。

(3) 歳入調定及び収入事務が法令等に基づき適正に行われているかに関しては、  
歳入調定票の内容を確認した。

(4) 補助金等の交付事務が法令等に基づき適正に行われているかに関しては、

一連の関係書類の内容を確認した。

(5) 現金・備品管理が適正に行われているかに関しては、現金・備品の管理状況及び備品管理票の内容を確認した。

## 7 その他主な意見

財務事務監査のほか、経営に係る事業管理の視点から抽出により、担当課から資料提供を受け、事務の執行等に関し説明を求めたところ、今後検討を要すると思われる事項（財務部）について、次のとおり意見を付すものとする。

随意契約は、競争の方法によらないで、任意に特定の者を選定してその者と売買、賃借、請負その他の契約を締結することをいうが、地方公共団体の締結する契約については、地方自治法に規定されるほか、最高裁判所の判例でも「機会均等の理念に最も適合して公正であり、かつ、価格の有利性を確保し得るといふ観点から、一般競争入札の方法によるべきことを原則とし、それ以外の方法を例外的なものとして位置付けているものと解することができる。」としており、契約行為は一般競争入札を原則とし、随意契約は契約の目的や内容が競争入札には適さない場合に限り、例外的に認められているものである。

また、随意契約は、一般に少ない事務負担で履行能力のある相手を選べる利点がある一方、競争性が乏しく、運用を誤ると公正性などに問題が生じる恐れがあることから、運用に当たっては、公正性や透明性の確保などが強く求められるほか、価格面の競争性が乏しいだけに、予定価格の設定については、経済性の確保に十分な留意が求められるが、随意契約の特例的取扱いとなる「1者からの見積書徴取による随意契約（以下「特命随意契約」という。）」については、地方自治法施行令や契約規則に基づく詳細な取扱基準がなく、担当部局による拡大解釈の適用が懸念されることから、より適正な契約事務の執行の確保が求められる。

このようなことから、本市では、公正性、経済性、緊急性等の解釈を客観的かつ総合的に判断するため、平成19年4月に随意契約ガイドラインを作成するとともに、一定額以上の特命随意契約については、契約の総括管理を所掌する契約課長の承認を条件とするなど、適正な特命随意契約事務の推進に向けて一定の枠組みが制度化されている。

しかしながら、各部局に対する定期監査を通じ全庁的に特命随意契約の執行状況を確認したところ、第三者の視点からは、随意契約ガイドラインの内容等に基づく特命随意契約の適用判断の検討が不十分であると思われるもののほか、予定価格の決定方法については随意契約ガイドラインを含め具体的な手続

き等が示されておらず、各部局の担当課の判断で対応していることから、経済性の面からの精査が不十分であると思われるものが見受けられた。

このため、契約行為の原則は一般競争入札であるということを常に意識し、特命随意契約は、あくまでも例外的な行為であり、安易に執行することなく、他者が競争に参入できる可能性などを十分検討するほか、特命随意契約により行う業務範囲を精査し、競争できる部分は分離して発注することなどで、価格の競争性を最大限に発揮させる必要があると考える。

また、特命随意契約を適用せざるを得ない場合であっても、予定価格を経済性の面から十分に精査し決定することで、一層の歳出削減に努められたい。

そして、特命随意契約事務の恣意的適用が一切排除されるよう、全庁的な随意契約ガイドラインの遵守徹底及び全職員の意識改革に取り組まれることを要望する。

本市の財政状況は、今後もさらに厳しくなることが見込まれており、総合計画後期基本計画では行財政改革を重要施策に位置付け、歳出の削減についても事務事業の有効性や効率性を踏まえた不断の見直しを行うとしているが、予定価格の決定方法や特命理由の妥当性などの特命随意契約のあり方について、経済性の観点からさらなる改善を図ることは、行財政改革の面からも有効性が高いと考える。